

岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設技術検討委員会規則

〔平成29年3月31日〕  
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜羽島衛生施設組合附属機関設置条例（平成27年岐阜羽島衛生施設組合条例第2号）第3条の規定に基づき、岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設技術検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は、岐阜羽島衛生施設組合において岐阜市の条例を準用する条例（昭和36年岐阜羽島衛生施設組合条例第4号）第1条第15号の規定により、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）別表に規定する一

般廃棄物処理施設技術検討委員会委員の例による。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該調査及び審議に係る事務を所掌する課等において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。